平成２３年（フ）第２９号
北海道白老郡白老町北吉原661番地321
債務者　鈴木真名美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
北海道室蘭市宮の森町３丁目10番18号
債務者　中島　　仁
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
北海道白老郡白老町字萩野339番地136
債務者　北川留美子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
北海道白老郡白老町字萩野339番地136
債務者　北川美音子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
北海道登別市富岸町３丁目34番地25
債務者　中西ゆみこ
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９号
北海道北見市美芳町６丁目５番５号102コーポ205号
債務者　山本　直門
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
福島県会津若松市中島町２番40号
債務者　林　　均
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
群馬県邑楽郡板倉町大字飯野2038番地
債務者　初澤　和男
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４３号
埼玉県飯能市大字阿須781番地28
債務者　佐藤千代子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５２号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目９番39―403号
債務者　福島　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６５号
埼玉県飯能市大字中藤中郷547番地６、前住所埼玉県入間市宮寺147番地15
債務者　文字山直樹
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７８号
埼玉県坂戸市泉町６番21号　泉町テラスハウスＡ―１号室、前住所埼玉県坂戸市溝端町９番地２―502
債務者　佐藤　弘美（旧姓大川・先﨑）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８０号
埼玉県入間市高倉５丁目12番９号
債務者　海老澤小眞紀（旧姓槇野）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８４号
埼玉県所沢市西所沢２丁目３番20―207号
債務者　竹下　政教（旧姓功刀）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７号
京都府亀岡市篠町広田３丁目９番１号
債務者　角森洋服工場こと　角森　義典
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
京都府亀岡市篠町広田３丁目９番１号
債務者　角森　照惠
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
京都府亀岡市篠町広田３丁目９番１号
債務者　角森　和平
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１８８５号
堺市北区東浅香山町１丁57番地７
債務者　池辺　靖広
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係